

盛岡市監査委員告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査について，盛岡市監査基準に準拠して実施したので，その結果の報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
同 菅 原 和 彦  
同 小山田 正 美  
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象部局及び実施期日

教育機関（小学校，中学校） 令和 2 年 7 月 8 日～同年 9 月 28 日

第 2 監査の対象機関及び実地監査期日

監査対象機関	実地監査期日
山王小学校，河北小学校，下橋中学校	令和 2 年 7 月 31 日
中野小学校，上田小学校，上田中学校 羽場小学校，飯岡中学校	令和 2 年 8 月 3 日
青山小学校，本宮小学校，大宮中学校 玉山小学校，玉山中学校	令和 2 年 8 月 4 日
永井小学校，土淵小学校，土淵中学校	令和 2 年 8 月 5 日

第 3 監査の範囲

令和元年度の事務の執行に関すること。

なお，必要があると認める場合は，令和 2 年度又は平成 30 年度以前も対象とした。

第 4 監査の実施方法

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各機関等の予算の

執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第5 監査の着眼点

各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性及び正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

#### 第6 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今度とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。